

介護保険 負担限度額認定証の申請について

介護保険負担限度額認定制度は、要件を満たせば介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）やショートステイを利用する際に支払う居住費（滞在費）と食費について軽減する制度です。

《 負担限度額認定証の対象者 》

次の要件をすべて満たす方が対象となります。

- ・本人及び同一世帯員全てが住民税非課税であること
- ・本人の配偶者（別世帯も含む）が住民税非課税であること
- ・預貯金等の資産の合計額が基準以下であること



《 申請方法 》

●窓口申請

大牟田市役所 福祉課 介護保険担当窓口（本庁舎1階北側）

●電子申請

オンライン申請をする場合は、大牟田市のホームページで「介護保険負担限度額認定」を検索し、介護保険関係【各種減免申請書】のページからマイナポータル（ぴったりサービス）をご利用ください。

詳細は上記マイナポータル「【福岡県大牟田市】介護保険負担限度額認定申請」のページで確認してください。

スマートフォンからの申請は、右のQRコードから申請できます。



↑マイナポータル
「介護保険負担限度額認定」

●郵送申請

申請書を記入後、裏面の《申請に必要なもの》を同封の上、次の送付先まで郵送してください。

【送付先】

836-8666

大牟田市有明町2丁目3番地

大牟田市役所 福祉課 介護保険担当 行
【介護保険 負担限度額更新申請書在中】

《 認定証の発送時期 》

申請受付後、郵送します。申請に疑義や不備があったり、金融照会が必要な場合は時間がかかる場合があります。

《 注意事項 》

- ・収入や世帯の状況に応じて、前年度と利用者負担段階が変更となる場合があります。
- ・更新申請中における死亡等の資格喪失の場合は、申請を取り下げたものとして取扱います。
- ・申請書を紛失した場合は、大牟田市ホームページより印刷していただくか、福祉課介護保険担当窓口にてお受け取りください。

申請に必要なものは裏面に記載しています

《 申請に必要なもの 》 ①～③すべて必須です。

① 申請書

- ・裏表共、すべて記入して下さい。
- ・裏面の「照会同意書」の氏名は必ず手書きで記入してください。
- ・代筆の場合は代筆者の氏名・本人との関係を記入してください。
- ・消せるボールペンは使用不可です。
- ・記入内容を訂正する場合は、訂正印が必要です。

② 本人及び窓口に来られる方の身分証明書類

- ・被保険者の介護保険証原本、または本人確認書類
 - ・申請に来られる方の本人確認書類
 - ・本人及び配偶者のマイナンバー確認書類
- } 郵送の場合はコピー添付
→ 郵送の場合はコピー不要
(お持ちの方のみ)

本人確認書類＝介護保険証・運転免許証・医療資格確認書・マイナンバーカード等
マイナンバー確認書類＝マイナンバーカード・マイナンバー記載の住民票等

③ 本人及び配偶者の預貯金等がわかるものの原本又はコピー 郵送の場合はコピー添付

※生活保護受給者は添付不要

【預貯金等の資産の例】

預貯金等に 含まれる物	確認方法（必要書類）
預貯金 (普通・定期)	通帳（インターネットバンク含む） ① 銀行名、口座番号、口座名義人等が記載してあるページ ② 申請日からさかのぼって 2ヶ月分程度 のお金の出し入れが記載してあるページ ・通帳等を複数所有している場合、その すべて 。 ・配偶者がいる方は、同様に提出。 ・預貯金通帳は 申請の前に必ず記帳して最新の状態 であること。 ・新しい通帳に切り替わる場合、2カ月未満であれば旧通帳も必要。 ・インターネットバンクの場合は明細画面を印刷したもの。 ・定期預金がある場合は通帳、証書等の金額のわかるもの。 ・定期預金が満了している場合も提出。
投資信託、有価証券 (株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高のわかるもの。 ウェブサイトも可。口座残高のわかる画面を印刷したもの。 ・申請日の直近2カ月以内で「時価」がわかる部分。
タンス預金 (現金)	自己申告
負債 (借入金・住宅ローン等)	借用証書（残高が分かるもの） ・預貯金等から差し引いて計算します。



お問い合わせ先

大牟田市 福祉課 介護保険担当

〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地

電話:0944-41-2683 FAX:0944-41-2662